

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 3 0 日

各研究機関
契約担当者 殿

国立研究開発法人科学技術振興機構
契約部研究契約室

委託研究契約・実施協定等に基づく各種報告書等の提出期限について（連絡）

平素より当機構の各種事業に対して格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を受けての研究機関の活動状況を勘案し、令和 2 年 5 月 3 1 日を期限としている各提出物期限を 1 カ月間延長し、下記のとおり 令和 2 年 6 月 3 0 日へと変更いたします。

経理に係る報告書等においては、当機構の委託研究契約書で定めている下記条文の読替えおよび委託研究事務処理説明書内の読替えをお願いいたします。

ご不明点がございましたら、下記の問い合わせ先までご照会いただきますようお願いいたします。

なお、研究・企画等の成果・進捗に係る報告書等に関しましては、別紙 1（新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う委託研究契約・実施協定等に基づく各種報告書等の提出期限について（連絡））をご確認のうえ、お問い合わせについては、各事業における JST 課題担当者（研究課題の推進に係る対応や支援等を行う JST 職員）に直接ご連絡ください。

何卒、よろしくお願いいたします。

記

- 1、【経理様式 1】委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）提出期限の延長
新）期限：令和 2 年 6 月 3 0 日
旧）期限：令和 2 年 5 月 3 1 日

注) 研究機関区分(大学等/企業等)や科研費の受給有無等により、【経理様式 1】委託研究実績報告書(兼収支決算報告書)と合わせてご提出いただく経理様式がある場合がございますが、その書類につきましても上記のとおり提出期限を延長します。

2、委託研究契約書 読替え

令和2年5月31日を期限としていた令和元年度の委託研究実績報告書に限り、委託研究契約書の以下該当部分の読替えをお願いいたします。

新) 読替え後:

別記3 一般条項 第10条 (委託研究実績報告書及び精算)

乙は、契約期間中において、毎事業年度終了の都度、その翌事業年度の6月30日までに甲に対し委託研究実績報告書及び事務処理説明書等で指定する関連書類(以下「委託研究実績報告書等」という。)を提出するものとする。ただし、本契約の終了日が3月末日以外となる場合の当該事業年度に係る委託研究実績報告書等の提出期限は、契約期間終了後61日以内で甲が別途指定する日とする。

旧) 読替え前:

別記3 一般条項 第10条 (委託研究実績報告書及び精算)

乙は、契約期間中において、毎事業年度終了の都度、その翌事業年度の~~5月31日~~までに甲に対し委託研究実績報告書及び事務処理説明書等で指定する関連書類(以下「委託研究実績報告書等」という。)を提出するものとする。ただし、本契約の終了日が3月末日以外となる場合の当該事業年度に係る委託研究実績報告書等の提出期限は、契約期間終了後61日以内で甲が別途指定する日とする。

3、問い合わせ

keiyaku-report@jst.go.jp 契約部研究契約室

[留意点]

- ・ ご連絡いただく際には、研究タイプ、研究担当者氏名、契約番号(契約書の契約項目欄に記載)をお知らせくださいますようお願いいたします。
- ・ メールアドレスの”AT”を”@”に置き換えてください。また”-”は「半角ハイフン」です。

以上

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 3 0 日

各研究等実施機関担当者 殿

国立研究開発法人科学技術振興機構

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う
委託研究契約・実施協定等に基づく各種報告書等の提出期限について（連絡）

平素より弊機構の事業に対して格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大、及び、緊急事態宣言の発令を受け、当初令和2年5月31日を期限としておりました令和元年度（平成31年度）委託研究契約・実施協定等に基づく各種報告書等の提出期限につきまして、下記の扱いと致します。

記

1. 経理に係る報告書等

期限を1ヶ月延長し、令和2年6月30日へと変更します。

2. 研究・企画等の成果・進捗に係る報告書等

原則として期限を1ヶ月延長し、令和2年6月30日へと変更します。

但し、事業により、別途の期限を設定する場合や、成果指標等の一部報告内容について先行して報告を求める場合があります。各事業における取り扱いの詳細につきましては、各事業ホームページや各事業からの事務連絡等にてご確認下さい。

以上